自治体 しがの仲間
発行責任者 滋賀県自治体労働組合総連合（滋賀自治労連）委員長 杉本 高
〒520-0051 滋賀県大津市梅林1丁目3番30号 電話077-527-5511/FAX 077-527-5522
2022年6月　No. 329

県民のいのちと暮らし 公務・公共労働者の健康を 守り切る!!

職場の声、地域の声をつないで ポストコロナの新しい職場、地域、時代をつくろう

5月23日、滋賀自治労連は県市町振興課、市長会、町村会へ「22春闘統一要請書」を提出し、要請と懇談を行いました。以下、おもなやりとりを報告します。

滋賀県市町振興課

滋賀自治労連は、知事宛の「県民のいのちと暮らし、自治体職員の健康を守るための要請書」を提出し、萩原課長が対応しました。

コロナ対応の問題では、社会的検査の大幅拡充と必要な財源や体制の確保、地域医療構想を根本的に見直して増床することなどを求めるとともに、業務の中止・延期を含め業務の優先順位を明確にし、安全安心の業務体制・労働環境を確保することなどを求めました。

ケア労働者の処遇改善事業については、県内のごく一部の自治体でしか実施されていない問題点を共有。

自治労連は、近江八幡市における会計年度任用職員の処遇改善や豊郷町議会請願採択の事例にも触れながら、「都道府県の役割は、第一に住民自治、団体自治を育むこと。第二に、そういう努力をしている市町を応援すること。頑張っている少数の自治体が孤立しないためにも、①2～9月期の補助金部分について遡及申請ができるよう国に対して働きかけること、②10月以降の交付税部分について各市町が遅滞なく実施できるよう必要な助言や情報提供を行うこと」を求めました。

滋賀県市長会

市長会への要請では、明石事務局長と田村次長が対応。この間の長引くコロナ対応などによって多くの職場が疲弊し、専門職を中心に人材流失や公務離れが加速している問題を共有しました。土木などの技術職についても同様で、「昔は先輩が後輩を現場に連れ出し、実際に図面を拡げて仕事を教えたが、近年ではそういう機会も激減している。土木工学などを勉強して地図や世の中に残る仕事がしたいと入庁してきても、ノルマや苦情処理などに忙殺され仕事のやり甲斐や誇りを維持することも難しくなっている。その結果、災害時の検聞も十分にできないなど技術の継承にも深刻な悪影響が出てきている」と現場の苦悩や課題を共有しました。また、ケア労働者の処遇改善事業でも、「本来すべての市町で一律に実施されるべき課題」「総務省がラスパイレスを理由に実施することは適当でないと言っているが、そもそも国には保育士等のケア労働者はいないのでラスパイレスに影響しない」という滋賀自治労連の主張に理解を示し、「うち（市長会）も臨時嘱託職員の賃金を見直し改善した。やはりそうしないと人は来ない」と人材流失への懸念と処遇改善の必要性を共有しました。

滋賀県町村会

町村会への要請では、千代事務局次長が対応。滋賀自治労連は、地域手当の矛盾や課題とも重ねて、人材の確保と育成が急務であること、町単独では解消することが困難な地域手当の問題やケア労働者の処遇改善事業については、町村会を通じて6町で一体的に取り組むことが何より重要であることを要請しました。

千代次長は、「町職員のみなさんが町民の命と暮らしを守るために奮闘していただいていることは、各町長さんも十分に分かってくれていると思う。地域手当の問題性については、これまでも町村会としてさまざまな機会に関係機関に意見を上げてきた。今後、AI化やデジタル化など時代の流れに応じてさまざまな課題も出てくるだろうが、根底は公平性だと思う。今日いただいた意見は、各町長にも伝え共有する」としました。

第93回滋賀県民メーデー開催　県内8会場に450人

5月1日、第93回滋賀県民メーデーが、大津、甲賀、湖北、守山･野洲、高島、彦根、近江八幡、日野の県内8会場で開催され、大津市膳所城跡公園で開催された中央メーデーには200人が参加し、オープニングでは「寺岡佳名子と日暮し楽団もどき」の皆さんの演奏で大いに盛り上がりました。

大津中央メーデー

守山・野洲地域メーデー

高島地域メーデー

来賓には、明るい滋賀県政をつくる会･近藤公人代表、日本共産党滋賀県委員会・石堂あつし国政対策委員長、社民党滋賀県連合・小坂淑子代表、市民の会しが・斎藤敏康代表から激励と連帯のご挨拶をいただき、滋賀県生活協同組合連合会・藤田豊専務理事ならびに近畿労働金庫滋賀地区本部・川瀬美智子本部長にも列席いただきました。また、三日月大造･滋賀県知事、佐藤健司･大津市長、立憲民主党滋賀県総支部連合会・徳永久志代表（衆議院議員）からも祝辞が寄せられました。

8会場全体では約450人が参加し、労働者の祭典「メーデー」をアピールしました。

知っとコラム　地方公務員は政治的中立が求められるため投票にいかないほうがいいのですか？

憲法第15条1項は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と、同条第3項は「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定しています。

地方公務員であってもこの権利は保障されます。この権利の行使を保障するため、労働基準法第7条は「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。」と規定しており、同様の特別休暇が各地方自治体で規定されており、投票日が勤務日であっても特別休暇で投票権の行使を保障しているように、公務員にとっても重要な権利であり、積極的に投票すべきです。

一方で、地方公務員は、民主政治のさまざまな場面で、その知識や経験を生かして貢献すべき存在ですから、憲法21条に定める表現の自由の根幹をなす政治活動が保障されるべきです。しかし、現実には、一般職の非現業（いわゆる現業職や公営企業職員等を除く）地方公務員には政治活動に制限がかけられています。地方公務員法（地公法）36条は以下の行為をすることを禁じています。

1項　政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となること。および、これらの団体の構成員となるように若しくはならないように勧誘運動をすること。
2項　ア　特定の政党その他の政治的団体を支持し又は反対する
イ　特定の内閣を支持し又は反対する
ウ　特定の自治体の執行機関を支持し又は反対する
エ　公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し又は反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。
①公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をする
②署名運動を企画し又は主率する等これに積極的に関与する
③寄附金その他の金品の募集に関与する
④文書又は図画を庁舎、施設等に掲示し又は掲示させ、その他庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させる
⑤前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

これによっても、政党その他の政治団体の機関紙の配布、ビラの配布、街頭演説、集会・デモへの参加などは規制されていません。また、政治活動の制限区域は、④の「庁舎・施設利用の禁止」を除き、その公務員が勤務している行政区域内だけです。

いわゆる現業職や公営企業職員は、一部の管理職を除き地公法36条の適用がありませんし、一般地方独法職員は非公務員であるため、いずれも政治活動規制の対象外です。

なお、国家公務員が国家公務員法の政治活動制限に違反した場合、行政処分のみならず刑事罰の対象となりますが、地方公務員については刑事罰の規定はありません。（以上、自治労連全国弁護団編「自治体職員の働く権利Q＆A」 日本評論社刊　より抜粋編集）

ただし、公職選挙法136条により、選挙管理委員会の委員および職員、公安委員および警察官、徴税職員は在職中の選挙運動が禁止されており、こちらは罰則規定が付されています。

また、教育公務員特例法18条の規定により、幼稚園を含む公立学校（公立大学法人が設置するものを除く）および公立幼保連携型認定こども園の教員は、国家公務員に準じて、勤務する行政区域外でも政治活動が制限されます。（罰則規定は適用外）

知事選挙・参議院選挙は政治とくらしを変えるチャンス！

それぞれの参政権を行使し投票に行こう

5.11中央行動

全労連・国民春闘共闘は、5月11日国民の命と暮らしを守れ、大幅賃上げと全国一律最賃1,500円の実現、ロシアによるウクライナ侵略戦争反対などを訴え、「22国民春闘勝利！5·11中央行動」を国会周辺で取り組みました。全国から約500人が結集し、滋賀自治労連からも2人が参加しました。

内閣人事局前要求行動では、自治労連の長坂副委員長がマイクを取り、「職員の安全と健康が守られてこそ住民を守ることができる。国はただちに過労死ラインを超える働き方をなくす制度の確立と必要な財源措置を行うべきだ。（会計年度任用職員はじめ非正規職員も含め）すべての労働者の賃上げをめざし、夏の参院選で政治の転換に向けて奮闘する」と訴えました。

国会請願デモ後は「全国一律最低賃金制度の実現を求める署名提出集会」が開催され、紹介議員109人のうち日本共産党・宮本岳志衆院議員と立憲民主党・末松義規衆院議員があいさつに駆け付け、署名18万5178人分を手渡しました（写真下）。集会後、各参加者は議員要請に向かいました。

法律や制度の中には、今の時代や社会情勢に合っていないものも少なくありません。こうした法制度が壁となり、職場要求や住民要求の妨げとなっている場合は、そこを変えていく運動もすすめなければ、問題は一向に解決できません。日々仕事をしていて現行制度の限界や矛盾を感じたときに、その枠組みの中だけで問題解決を図るだけではなく、ときには立ち止まって同僚や上司とも相談し、国などに必要な改善を求めることも必要です。

選挙に出て議員になることだけが政治参画なのではありません。署名に取り組んだり、議員要請に取り組んだり、アピール集会に参加したり、共感できる政治的課題をリツイートしたり、ツイッターデモに参加したり、投票に行くことなどもまた、広義には政治活動であるといえます。

今年は7月に県知事選挙と参議院選挙が実施される予定です。選挙は、政治を変え、暮らしを変えるチャンスです。公務でも民間でも誰もが安心して働き暮らし続けられる地域、ポストコロナの持続可能で平和な社会の仕組みの再生をめざし、それぞれの立場でできる「政治活動」を仲間と一緒に楽しみながら、ぜひ投票に行きましょう。

もう黙っていられない！

会計年度任用職員「誇りと怒りの3T（スリーティー）アクション」1万人アンケート

自治労連は、会計年度任用職員制度導入から3年目を迎えた今、その法改正の原点や理念、さらには付帯決議と大きくかけ離れた職場の実態と課題を把握し、①職場運動や政策提言などへの反映、②法改正の世論喚起を促すこと、③すべての会計年度任用職員が職場の中で孤立せず、あらゆる場面で“つながる”きっかけをつくることなどをおもな目的に、誇りと怒りの3Tアクション第1弾として、「会計年度任用職員1万人アンケート」に取り組みます。期間は2022年6月1日から7月22日までです（7月末本部必着）。

3Tとは、会計年度任用職員が、つながる、つづける、たちあがるという3つのTを表しています。また、この3Tアクションのイメージキャラクターが「ほこイカちゃん」です。「ほこ」は仕事への誇り、「イカ」は低劣な処遇への怒りを表していますが、同時にイカの頭部を盾に見立て、逆さの矛を描くことで、会計年度任用職員制度のさまざまな矛盾も表すという製作者の思いも込められています。

滋賀自治労連も、こうした会計年度任用職員のさまざまな課題や矛盾の多くが、今後加速する少子高齢化や行政のデジタル化、自治体構想2040による職員定数削減の動きなどとも相まって、正規職員の働き方や公務のあり方にも大きな影響を与える公務全体の流動化・変質を狙う攻撃と受け止め、攻撃への対抗軸としてこの3Tアクションに取り組みます。ぜひ各職場でのご協力をお願いします。

くらしと統計

孤独感「ある」30代が最多

4.5%の人が常に孤独感を抱え、その割合は若い世代ほど高い―新型コロナウイルスの感染拡大などで深刻化しているとされる「孤独・孤立」について、政府がこのほど初めての調査結果を発表しました。昨年12月から今年1月、全国の16歳以上の2万人を対象に実施した調査（回答率59.3%）です。孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した割合は30代が7.9%、20代が7.7%。

失業中の人や派遣社員、心身の健康に不安を持つ人、世帯年収が低い人ほど、孤独を感じることが多い傾向もみられました。

一方、コロナ禍の影響で人と直接会ってコミュニケーションを取ることが「減った」人は7割に上りました。自殺の背景とも指摘される孤独・孤立。対策がますます重要になっています。

ザクロスワード

出題▶ゼロズミ勝

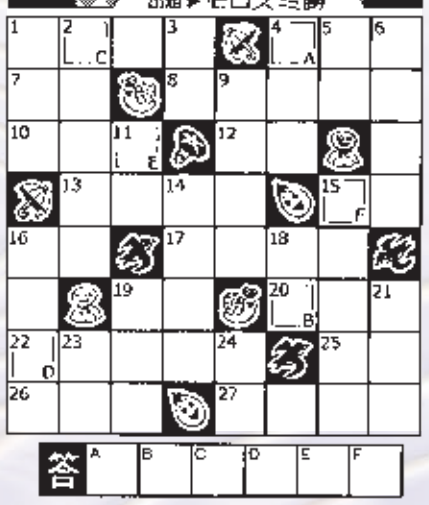

【問題】A～Fを並べてできる言葉は？

【タテのカギ】

1 俳句集「おらが春」といえば小林……
2 蝸牛って読めますか？
3 ジャックが登ったのは……の木
4 建物を建てる土地
5 じめじめしますね
6 子どものような顔
9 二つで一組です
11 雨が上がっても忘れないでね
14 別れて住もうか
15 長野市、お寺といえば
16 6月第3日曜日……見、……代、……
18 期化
19 ……正しくあいさつ
21 ……さんたん
23 ……の……は表
24 なくて七……

【ヨコのカギ】

1 いんちきのこと
4 雨の日は高いですね
7 絡まりながらぐんぐんと伸びていきますた
8 ……入りかと思われた難事件が解決しました
10 すりむいた。……傷
12 全勝力士に……が付く
13 市民への……攻撃は許せません
15 よい行い。……を積む
16 積もると山になる？
17 手紙に書き加えました
19 岸からは遠いです
20 ……先発はあの投手
22 物事をなしとげる力
25 四つの胃を持ちます
26 左側に両目があります
27 18、19歳も……です

答 A B C D E F

（一次締切）6月15日（水）
（二次締切）6月30日（木）
正解者の中から抽選で図書カードを進呈。（一次締切日を過ぎて郵送された方にも当選権あり。二次締切当選者は翌々月号に発表）

《前号まちがいさがしの答え》
①屋根 ②右のカブト ③左のカブト ④熊のしっぽ ⑤熊の前足 ⑥金太郎の髪 ⑦上の鯉のぼりの尾びれ

《327号（二次締切）当選者2名》
田原 恵様　滋賀県職
重田 貞佳様　大津市労連

《328号（二次締切）当選者2名》
江口 好美様　大津市労連
野澤 淳様　東近江市

【応募方法】
WEB・ハガキ又はFAXで。答え、住所、氏名、単組名、職場のできごと、話題、家族のたよりなど、ひとことお書きください。（匿名不可）

【送り先】
〒520-0051
大津市梅林一丁目3-30
こうぜんビル1F　滋賀県自治体労働組合総連合
FAX077(527)5522

みんなの声

◎4月に入庁したばかりで毎日勉強になります。体力もいることがわかりました。
北本 佐和子　大津市役所

◎衣替えをしたのに、季節が遡ったかのような天気で、慌てて片付けた長袖を引っ張り出してきました。まだまだ寒暖差がありますね、体調管理に気をつけていきたいですね。
嵐 碧　栗東市職

◎毎日、保育園の子どもたちが今日の給食美味しかったよ、と言ってくれます。元気をもらえます。世界中の子どもたちが安全で心も体も元気でいることを願っています。
江口 好美　大津市労連

◎コロナ禍と言われ続けて数年…悪いことばかりじゃありません。今までとかくおろそかになりがちだった、うがい・手洗いを徹底するようになりました。生活を見直すきっかけになったように思います。
野澤 淳　東近江市

◎久々に宣言のなかったGW。ブルーメの丘に行きましたが、なんと駐車場待ちの車の長～い行列。いつ入れるかわからずあきらめました。みんなお出かけしたかったんですね。
弓削 章　滋賀県職

言ーたい劇場

小菅りや子

▶WEBで簡単応募ができます